

No.	課 題	施策の方向性
1	<p>漁獲量の低下 参照【資料編 1 漁獲量】</p> <p>平成21年から平成29年までの本市の年間漁獲量は、平成21年の347トンから徐々に減少していますが、特に、平成28年は171トン、平成29年は184トンと、平成21年の漁獲量の半分にまで落ち込みました。本市の漁獲量の約7割をしらすとわかめが占めており、平成28年以降、養殖わかめの漁獲量が大幅に減少したことが漁獲量に大きく影響しています。養殖わかめの漁獲量が減少した主な原因として、気候変動に伴う海水温の上昇に加え、魚のアイゴが相模湾内で急激に増加しており、わかめの種苗がアイゴの食害にあったことが考えられています。漁場環境の整備のため、藻場の保全や資源を増やす取組が課題となります。特に、養殖わかめの対策として、高水温に対応するわかめ種苗への変更、およびアイゴの食害防御対策が重要な課題となってきます。</p>	<p>漁獲量の拡大</p> <p>市内の海産物の流通量を増やし地産地消を推進していくためにも、漁獲量を確保していきます。本市の漁獲量の大半を占めている、しらすと養殖わかめの漁獲量が近年減少していることから、原因の分析に努めながら、漁獲の減少を防ぐ取組を行うなど、全体的な漁獲量を確保していきます。</p> <p>(必要な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水温の上昇に対応できる養殖わかめの種苗の改良</li> <li>・定置網漁業の拡大</li> <li>・稚魚、稚貝の放流を拡大</li> <li>・アイゴ、ウニ等を駆除し、藻場の保全を図る</li> <li>・専門機関等の情報分析を基に本市の原因を把握する</li> </ul>
2	<p>市民が地場海産物を手にできる機会が少ない 参照【資料編 4 販路】</p> <p>市内で水揚げされた魚類、イカ・タコ類、貝類、およびわかめ等の藻類など海産物のうち、しらすとわかめについては漁業者が開設している直売所で販売しています。また、しらすとわかめ以外の海産物については鎌倉および腰越漁業協同組合が開催している朝市で、市民が直接購入することができます。その一方で、直売所や朝市で販売される海産物以外の物については、漁業者から直接もしくは仲買人経由で市外の市場(横浜中央卸売市場等)や小売店、飲食店に出荷されています。そのため、地元で獲れた海産物が鎌倉産として市内に流通する量は少なく、市民が地場海産物を手にできる機会は限られています。漁業協同組合が朝市の開催回数を増やすことで、市民が手にする機会は増やせます。一方で、出漁は天候等に左右されるため、朝市開催日に出漁できず販売する魚が揃わない事態も起こりますが、できるだけ市民に供給できる仕組みを模索することが必要です。さらに、市内で水揚げされた新鮮な海産物を「鎌倉産」として市場に流通させることも期待されます。そのためには、まとまった数量を安定的に供給していく必要がありますが、鎌倉の漁獲量は少量多品種が特徴となっており、「鎌倉産」のブランド化には課題があります。今後、少量多品種という鎌倉漁業の特徴を活かして、新鮮な海産物をいかにして地元で販売していくかが重要です。</p>	<p>消費・流通の拡大</p> <p>地産地消を推進するため、海産物のブランド化を図るとともに、本市の漁獲量の特徴である少量多品種の地場海産物を市内に販売するための対策を行います。漁獲物を生きたまま保存し、天候により出漁することができない時でも、朝市などで鮮魚を販売できるようにします。消費の拡大を図るため、地場海産物に対する消費者の購買意欲を高めるための取組を推進していきます。</p> <p>(必要な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海産物のブランド化に向けた商品開発等を検討する</li> <li>・消費者の購買意欲を高めるため、魚の捌き方や調理方法等を紹介する</li> <li>・消費者が地場海産物を直接購買できる機会を設ける(冷凍冷蔵車の活用等)</li> <li>・漁獲物を生きたまま保存できる蓄養施設(いけす)の設置</li> </ul>
3	<p>経営基盤の不安定さ</p> <p>漁業は自然環境に左右されやすく、天候や海況により出漁が制限されるだけでなく、出漁しても安定した漁獲があるとは限りません。また、豊漁時でも、漁獲量の増加により魚価が低下することもあり、第一次産業だけでは安定して収入を確保することは難しく、経営基盤の安定化を図ることは大きな課題となっています。収入を確保し、経営基盤を安定させるための手段として、新たな水産加工食品を開発し、付加価値を付けて販売することが考えられます。そのためにも、商品開発のノウハウと加工施設の初期投資が必要です。経営基盤の不安定な漁業者に新たな投資を求めることになるため、個人単位よりも、共同の形態で対応することを考慮していく必要があります。</p>	<p>経営基盤の安定化(6次産業化の推進)</p> <p>新たな加工品を開発することやこれまで廃棄していた未利用漁等を商品化することは、限られた資源の有効活用になるとともに商品に付加価値を付けて販売できるため、漁業者の新たな販路開拓や経営基盤の安定化につながっていきます。6次産業化に取組む上で、加工施設や販売施設等の初期投資に必要な資金、商品開発や加工・販売のノウハウなどが必要となりますが、これらを個人事業として行うには負担が大きいため、共同運営の形態も考慮しながら、6次産業化支援策を活用して事業を進めていきます。</p> <p>(必要な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県の6次産業化支援策の周知・活用</li> </ul>
4	<p>沿岸漁業の継続 参照【資料編 2 漁業就業者数】</p> <p>本市の漁業者は小規模経営体であり、また世襲色が強いことから、新規参入が難しい仕事の一つとされてきました。しかし、漁業を将来にわたり安定的に継続していくためにも、また、培ってきた漁業技術を継承していくためにも、担い手の育成と新規就労者の確保が不可欠です。本市における漁業就業者の年齢構成は、県内全体と比較すると、若い世代の比率が高く、他市と比べて担い手の育成・確保が行われています。年齢階層別漁業者数を見ても、高齢者に偏ることなく、幅広く分布しています。本市の沿岸漁業は、一定の漁獲高が保持されて、経営が安定すれば、将来に継続される産業であることを示しております。今後もこの状態を維持していくため、新たな担い手を育成・確保するとともに、新規就業した者が十分な収入を得られず離職してしまうことがないように、経営基盤を安定させる必要があります。</p>	<p>担い手の育成・確保を目指して、ここに掲載した必要な取組を行っていくものです。そのため、個別の取組としては載せていません。</p>
5	<p>就労環境の整備</p> <p>本市の海岸では漁業活動が行われているほか、Sup(スタンドアップパドルボード)やサーフィンなど海洋性レクリエーションも活発に行われています。このため、漁業の活動エリアと海洋性レクリエーションが行われるエリアが交錯している場所があり、漁船と人の接触事故の危険を伴っています。両者の共存を図りながら、安全性を確保することが重要な課題であります。湾に面した鎌倉地域(坂ノ下地区および材木座地区)には、漁港施設が無く、この地域の漁業者は漁船を砂浜から海へ出し入れしています。砂浜から人力で漁船の出し入れをすることは多大な労力が必要であり、また、荒天時には漁船が流されないように砂浜から安全な場所に移動させる必要がありますが、これらのことは、漁業者にとって大きな負担となっています。さらに、人力であるため一日の出漁回数が限られ、波が多少でも高くなると出漁できなくなるとともに、台風や荒天時の強風や高波・高潮により砂浜にある漁船・漁具倉庫の破損・流失被害が発生するなど、出漁回数・日数の低下や金銭的な損失が発生しています。このことから、鎌倉地域(坂ノ下地区および材木座地区)の漁業を安全かつ安定的に継続していくために、就労環境の整備は不可欠なものとなっています。腰越地域には漁港が整備されていますが、今後も就労環境を確保するため、腰越漁港の維持・管理を計画的に行っていく必要があります。その他にも、鎌倉市沿岸の海には、共同漁業権が設定されていますが、共同漁業の対象となる漁業協同組合が放流した貝等が無断で採取される事案が増えており、漁業権の侵害につながっています。</p>	<p>就労環境の改善(海洋レクリエーションとの共存)</p> <p>漁業と海洋性レクリエーションとの共存を図るため、漁船と人の接触事故の防止策等を講じていきます。漁業者の就労環境の改善、台風等の災害対策等の課題を解決するとともに、漁業を安全かつ安定的に継続し、地場の水産物の漁獲量を増やし地産地消を推進していくためには漁業支援施設が必要です。鎌倉地域については、漁業支援施設を整備し、支援していきます。(過去の鎌倉漁港対策協議会では、漁港の機能・規模は基本的な最小規模とすることと答申されています)。腰越地域については、漁港がすでに開港しているので、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づく適正な維持管理を図ります。漁業協同組合が放流した貝等が無断で採捕されることを防ぐための対策を講じていきます。</p> <p>(必要な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船と人の接触事故を防止するための周知看板等を設置</li> <li>・鎌倉地域に漁業支援施設を整備</li> <li>・腰越漁港機能保全計画に基づく計画的な施設の維持管理</li> <li>・漁業権を守るため無断採捕禁止の周知看板等を設置</li> </ul>
6	<p>漁場機能の低下・喪失</p> <p>相模湾では、気候変動による海水温の上昇、黒潮大蛇行等による海況変化や、アイゴ・ムラサキウニの食害をはじめとする様々な要因による磯焼けにより、藻場の喪失が進行しています。藻場は産卵の場、幼魚・稚仔魚の生育の場として欠かせないことから、本市の漁業区域内の藻場についても保全を図り、漁場機能の低下を防ぐことが求められています。</p>	<p>漁場機能の回復</p> <p>藻場は漁業資源の再生産に必要な不可欠な産卵場所であり、稚魚の育成の場となっていますが、海況の変化やアイゴ・ムラサキウニの食害をはじめとする様々な要因による磯焼けにより、藻場が喪失しています。このため、藻場の保全を図り、漁場機能の低下を防いでいきます。</p> <p>(必要な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食害するアイゴやウニ等を駆除し藻場の保全を図る(国・県の水産多面的機能発揮対策事業等を活用)。</li> <li>・藻場に海藻の種苗を植えて藻場を増殖させる</li> <li>・藻場の保全のための海中の清掃</li> </ul>